

松山市余裕工期設定工事に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事において、工期に余裕期間を設定する工事(受注者が一定の期間内で工事開始日を選択でき、これが書面により手続上明確になっている工事をいう。以下「余裕工期設定工事」という。)を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 余裕工期設定工事は、受注者が一定の期間内で工事開始日を選択可能とすることが有益と認められる工事とする。

(工事開始日の期限)

第3条 受注者は、工事請負契約の成立の日の翌日から工事開始日の期限までの期間で任意の日を工事開始日とすることができる。

- 2 工事開始日の期限は、工事請負契約の成立の日の翌日から起算して60日とし、発注者は入札公告等によりその旨を明示しなければならない。
- 3 受注者は、契約締結までに工事開始日を定め、工事開始日通知書(別紙1)により発注者に通知しなければならない。

(工期の設定)

第4条 工事開始の期限の日から工期末日(工期の終期日をいう。)までの期間は、発注者が定める工事期間(標準工期又は積上げ工期)を確保することを原則とする。

(契約関係の取扱い)

第5条 工事請負契約書、その他契約関係書類及び工事関係書類に記載する工期は、工事開始日から終期日とする。

- 2 工事実績情報サービス(CORINS)は、工事開始日後、土・日曜日及び祝祭日等を除き、10日以内に登録する。
- 3 工事請負契約書第3条の規定に基づく工程表は、余裕期間を記載する。
- 4 工事請負契約書第4条の規定に基づく契約保証の期間は、契約締結日から終期日までを対象とする。
- 5 工事請負契約書第10条の規定に基づく、現場代理人及び主任技術者等の通知は、工事開始日までに通知する。
- 6 対象工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。

(工事開始日前の現場管理等)

第6条 契約日から工事開始日までの期間の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

- 2 契約日から工事開始日までの期間は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(技術者の配置)

第7条 契約日から工事開始日までの期間は、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人並びに担当技術者を配置することを要しない。

(経費の負担)

第8条 余裕工期の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

(特記仕様書)

第9条 余裕工期設定工事において適用する特記仕様書は、(別紙2)のとおりとする。

(入札公告における記載方法)

第10条 余裕工期設定工事に係る入札公告等における記載方法は次のとおりとする。

(1) 入札公告における工期の記載は、「平成〇年〇月〇日(工事開始日は、工事請負契約の成立の日の翌日から起算して60日以内)」とすること。

(2) 入札公告において、「この入札の工事は、松山市余裕工期設定工事に係る事務取扱要領の対象であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。」と明示すること。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

付則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。